

令和6年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和6年9月4日(水)

東洋町議会

余 白

令和6年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和6年9月4日(水) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)	議長	福島 登	君	副議長	西岡 尚宏	君
	1番	大坪 千倫	君	2番	廣田 斎史	君
	3番	安岡 良仁	君	4番	高畠 俊彦	君
	5番	武山 裕一	君	6番	今宮 裕明	君
	7番	田島 毅三夫	君			

○ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁	君
副町長	伊吹 真貴博	君
会計管理者	近藤 真人	君
総務課長	築地 仲音	君
税務課長	北川 晃彦	君
産業建設課長	大坪 靖幸	君
教育次長	田岡 いずみ	君
住民課長	生松 克祐	君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	手島 憲作	君
総務課長補佐	足達 善亮	君
税務課長補佐	堀川 歩	君
産業建設課長補佐	生田 憲一	君
住民課長補佐	田岡 伊織	君
住民課長補佐	奥村 忍	君
代表監査委員	弘田 賀軌	君
教育長	蛭子 浩久	君

欠席執行部(1名)

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 安岡 良仁 君 4番 高畠 俊彦 君

令和6年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和6年9月4日(水) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 認定第1号 令和5年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第4] 認定第2号 令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第5] 認定第3号 令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第4号 令和5年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第5号 令和5年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第8] 認定第6号 令和5年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第7号 令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第10] 認定第8号 令和5年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- | | | |
|-----------|--------|--|
| [日程第11] | 認定第9号 | 令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第12] | 承認第6号 | 専決処分事項「令和6年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第13] | 承認第7号 | 専決処分事項「令和6年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| ○ [日程第14] | 議案第61号 | 東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて |
| [日程第15] | 議案第62号 | 「海の駅」東洋町の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第16] | 議案第63号 | 令和6年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて |
| [日程第17] | 議案第64号 | 令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて |
| ○ [日程第18] | 議案第65号 | 令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて |
| [日程第19] | 議案第66号 | 令和6年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて |
| [日程第20] | 議案第67号 | 令和6年度東洋町下水道事業会計補正予算(第1号)を定めることについて |
| [日程第21] | 議案第68号 | 令和6年度東洋町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を定めることについて |

- [日程第22] 議案第69号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて
- [日程第23] 同意第1号 東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第24] 同意第2号 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- [日程第25] 報告第5号 令和5年度財政の健全化判断比率等の報告について

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和 6 年第 3 回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9 時 0 0 分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、決算認定 9 件、専決補正予算 2 件、条例 2 件、補正予算 6 件、人事 2 件、報告 1 件、その他 1 件の計 23 件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から令和 6 年 5 月から 7 月分の例月出納検査の報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。また、令和 5 年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算の審査意見書が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣 2 件について報告が代表派遣議員から提出されております。

町長

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会から令和5年度東洋町教育委員会の自己点検・評価シートが提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申し出がありましたので、これを許します。

長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

はい、皆さんおはようございます。

本日、令和6年東洋町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては残暑厳しい折ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会への上程案件につきまして執行部からは、議案として、令和5年度の各会計決算9件、条例2件、令和6年度の専決補正予算案2件、補正予算案6件、その他1件、人事2件の計22件の議案の提出と1件の報告をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、適切なご決定をお願い申し上げます。

提案に先立ちまして若干の行政報告を申し上げます。

まず、令和5年度の各会計決算についてご報告をいたします。

一般会計では、収入済額は33億7107万5千円。支出済額は31億8821万3千円で、歳入歳出差引き1億8286万2千円の黒字決算となっており、特別会計では住宅新築資金特別会計を除く全会計は、黒字決算となっております。

次に一般会計と住宅新築資金特別会計と合わせました普通会計ベースでの歳入歳出決算ですが、実質収支額は3175万6千円の黒字となっております。

令和5年度末の基金残高は11億2706万7千円であります。

続いて、南海トラフ地震臨時情報についてでございます。

8月8日に発生した日向灘を震源とした地震では、気象庁から初めて南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表されたことを受けまして、南海トラフ地震の切迫性が一層高まっており、改めて大規模地震への備えの大切さを感じたところでございます。

本町では、地震津波から助かった命をつなぐ対策として防災資機材や食料の備蓄を進めておりますが、まだまだ不足しておりますとともに、分散備蓄も進んでいない状況にあります。

現状では、食料品及び飲料水とも想定避難者数1800人なんですけれども、1食分しか備蓄できておりませんので最低3日分は備蓄していくよう、計画的な購入に努めてまいりたいと思います。

続いて津波緊急避難場所の耐浪性調査についてでございます。

東日本大震災後の南海トラフ地震による最大級の津波想定以前に、津波緊急避難場所として指定している白浜地区第一、第二、小池地区の津波避難タワー3基と、甲浦小中学校の2校につきましては、津波緊急避難場所として安全性に問題はないのか、耐浪性を調査するための費用を本定例会で予算計上させていただいております。

その調査結果をもとに改修をするのか、または、津波緊急避難場所の指定を解除するのかを検討してまいります。

続いてマイナ保険証についてでございます。

本年12月2日から、現行の健康保険証がマイナンバーカード保険証での利用を基本とする仕組みへと移行します。

カードをお持ちでない方には、資格確認書を発行することとなっておりますけれども、マイナンバーカードへの健康保険証ひもづけの手続きをお願いいたします。

本町で国保に加入している597名のうち、マイナンバーカード保険証登録者数は395名、66.1パーセントであります。

切替えがお済みでない方はマイナンバーカードを持参していただきましたら医療機関でも手続きが可能と伺っておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、マイナンバーカードの普及率は94.4パーセントとなっております。

続きまして新型コロナウイルス感染症定期接種についてでございます。

令和6年度の新型コロナウイルス感染症の定期接種が始まります。

接種期間は10月1日から翌年の1月31日までとし、1回のみ接種で、インフルエンザ同様に各個人が医療機関で接種をしていただくこととなっております。なお今回は、町のほうから個別に、予防接種のご案内はございませんのでご留意いただきますようお願いいたします。

また65歳以上の方と60歳から65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能の障害のある方などにつきましては、全額公費負担としております。ただし、医療機関で3300円をお支払いいただくこととなりますけれども、後日償還払いとさせていただきますので、医療機関から領収証と接種済証を必ずもらうようお願いをいたします。

続いてグループホーム慎太郎と地域住民等の見守り・地域づくり協定についてでございます。

高齢者や認知症である方、障害者、子供などに対する、見守り活動や地域づくり活動に関する連携協定を社会福祉法人緑風会が経営するグループホーム慎太郎と9月3日に締結をいたしました。

この協定により、地域福祉活動が官民連携のもと、さらに展開できることを期待をしております。

続いて、八天堂との包括的連携協定についてでございます。

クリームパンを柱に国内外で事業展開するスイーツパン専門店の八天堂と本町地場産品を活用した商品開発などを目的とした包括的連携協定を締結する運びとなりました。調印式は10月10日を予定をしております。

また、8月6日には本町の柚子と、室戸市の塩を使用した「とろける高知くりむパン柚子」が中国四国地区のコンビニエンスストア、ローソンで販売を開始しております。

続いて夏季の観光客入込状況についてでございます。

今年の7月8月の町内の主要施設の入込状況などについてご報告をいたします。

海水浴、サーフィン、ビーチホッピング、キャンプなどのアウトドアアクティビティーは、晴天が続いたこともありまして利用者は前年より多く、2万7700人ほどの観光客で賑わっております。

海の駅東洋町につきましては、対前年度を上回る客数となっております。3万4822人の来客となっております。

続きまして東洋町杯秋のサーフィン大運動会についてでございます。

本年11月23日に開催する日本サーフィン連盟公認大会の東洋町杯ですが、昨年の子供議会で生徒からも提案がありましたように、本町の児童生徒も参加できる、サーフィン大会にしようと秋のサーフィン大運動会と称しまして開催することを計画しております。

本大会の特徴としましては、各大会を転戦するアマチュアサーファーに限らず、子どもや高齢者にまでエントリー対象者を広げまして、親、子、孫までの三世代間交流の実現と地元の野根、甲浦小中学校の児童生徒を招待して開催するところにあります。

生見サーフィンビーチは、交流人口の拡大や移住促進に取り組むための、本町の貴重な資源でありますので、サーフィンスポーツ人口のすそ野が広がり、サーフィンの町として日本屈指のサーフスポットへの進展につながるよう盛り上げてまいります。

続いて四国8の字ネットワーク道路整備についてございま

す。

四国 8 の字ネットワークの本町区間の事業進捗状況ですが、野根安倉道路と海部野根道路はともに調査設計及び用地買収を実施しております。

県道甲浦インター線につきましては、五社神社から町道甲浦 5 号線までの間の用地測量と、物件調査を実施しております。また本年 11 月からは、買収済み区間の一部で工事を着工する予定となっております。

これに伴いまして本町の簡易水道と下水道の管の移設が必要となりますことから、その設計費用を本定例会で予算計上させていただいております。

続いて、甲浦保育園新築園舎の候補地調査についてでございます。

甲浦保育園の高台移転先の第一候補として甲浦浄化センター横の高台敷地を選定したことに伴いまして、8 月に整備候補地調査検討委託業務を発注いたしました。

この業務では、現地調査や地質調査をふまえ、対象地の状況や条件整理、造成概略など候補地としての検討方針を取りまとめることとしております。

敵地の敵は間違っております。

申し訳ございません。

適地であると判断した場合は速やかに用地買収へと進めてまいります。

続きまして海の駅東洋町の道の駅登録についてでございます。

海の駅東洋町は平成１９年に試験営業を開始、平成２１年に新築オープンし、平成２６年から現在の施設となっておりますが、８月７日に道の駅として登録され、道の駅東洋町へと名称変更となります。

県内では２６駅目、四国内では９１駅目となります。

これに伴い店舗や国道に設置している看板類は名称変更となり、再設置いたしますが、運営面におきましては特に変わりません。

道の駅登録を受けまして本定例会では、海の駅から道の駅への名称変更に伴う条例改正案を提出させていただいております。

１０月９日には四国地方整備局から登録証の伝達がありますので、これに合わせまして道の駅東洋町の開駅オープンを予定しております。

開駅当日は、オープン記念としまして来場客へ買い物助成券の配布や、数に限りはありますけれども粗品をご用意することを計画しており、その費用も本定例会で予算計上させていただいております。

続いて地区懇談会についてでございます。

今年度も１０月に地区懇談会を実施することとしております。

本町から私のほか幹部職員で出席をさせていただきます。

主な内容としましては、南海トラフ地震臨時情報や、事前復興まちづくり計画、マイナ保険証の各説明と、前回、各地区からの要望に対しての進捗状況を報告し、新年度予算編成に向けたご要望を伺いたいと考えております。

各地区の皆様方におかれましては当日の準備などで、大変お世

話になりますがどうぞよろしくお願いをいたします。

続いてライフビジョンの普及促進についてでございます。

本町ではスマートフォンをお持ちの方々を対象に「広報とうよう」や、「東洋町議会だより」をはじめ、町の暮らしの情報、議会放送など、音声による放送機能によりご覧いただけるアプリケーション、ライフビジョンのサービスを行っております。

外出先でも、町内放送や行政情報、災害情報などが自動的に配信され大変便利です。町民の皆様方にぜひ御利用いただけたら幸いに思っております。

ちなみに8月末現在の利用者数は636名となっております。

結びに、近年の気候変動によりまして自然災害の激甚化・頻発化を招いていると考えられている中で本格的な台風シーズンに入り、災害が発生する可能性の高い時期を迎えております。

町民の皆様方におかれましては、気象情報に十分注意をしていただきますようお願い申し上げます。

以上簡単ではございますけれども、令和6年東洋町議会第3回定例会の行政報告とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

(福島 登 議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定

議長

議会運営委員会委員長

により、3番安岡良仁君、並びに4番高畠俊彦君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員長。

(高畠 俊彦 議会運営委員長)

皆様、おはようございます。

令和6年第3回定例会議会運営委員会の報告を行います。

8月30日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日4日から、9月11日水曜日までの8日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日4日の本会議散会後から、議案審査のため休会、11日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑と討論を合わせて、時間を1人30分以内とする。また、執行部の答弁時間も30分以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。

次に、一般質問については一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人30分以内とする。また、執行部の答弁時間も30分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。

議案質疑の通告期限は6日金曜日正午まで、一般質問の通告期限は、6日金曜日正午までとする。

議長

次に、第三者委員会設置に関する請願を総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。これで議会運営委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月11日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月11日までの8日間と決定いたしました。

日程第3、認定第1号、令和5年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第11、認定第9号、令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

それでは議案提案理由説明書の1ページをお願いいたします。

認定第1号、令和5年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見書を付けて議会の認定に付します。令和6年9月4日提出でございます。

2ページ目をよろしく願いいたします。2、3ページ目。認定第2号、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付します。令和6年9月4日提出でございます。

認定第3号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付します。令和6年9月4日提出でございます。

4、5ページをお願いいたします。

認定第4号、令和5年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和6年9月4日提出でございます。

認定第5号、令和5年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和6年9月4日提出でございます。

6、7ページをお願いいたします。

認定第6号、令和5年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和6年9月4日提出でございます。

認定第7号、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。令和6年9月4日提出でございます。

8、9ページをお願いいたします。

認定第8号、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和6年9月4日提出でございます。

認定第9号、令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和6年9月4日提出でございます。

提案理由についてでございます。

認定第1号から認定第9号については一括して御報告を申し上げます。

一般会計では収入済額は33億7107万5千円、支出済額は31億8821万3千円、歳入歳出差引き1億8286万2千円の黒字となっております。

次に住宅新築資金等貸付事業特別会計では、収入済額は1429万9千円、支出済額は1億2499万1千円、歳入歳出差引き1億1069万2千円の赤字となっております。

次に国民健康保険事業特別会計では、収入済額は4億7039万2千円、支出済額は4億7016万2千円、歳入歳出差引き22万9千円の黒字となっております。

次に介護保険事業特別会計では、収入済額は5億6749万2

千円、支出済額は5億6278万円、歳入歳出差引き471万1千円の黒字となっております。

次に、介護サービス事業特別会計では、収入済額は、1337万1964円、支出済額は1337万1036円、歳入歳出差引き928円の黒字となっております。

次に下水道事業特別会計では、収入済額は1億3676万6千円、支出済額は1億3654万3千円、歳入歳出差引き22万2千円の黒字となっております。

次に、簡易水道事業特別会計では、収入済額は1億1798万9千円、支出済額は1億1765万2千円、歳入歳出差引き33万7千円の黒字となっております。

次に、観光施設事業特別会計では、収入済額は2404万7671円、支出済額は2404万6201円、歳入歳出差引き1470円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計では、収入済額は4586万2千円、支出済額は4533万1千円、歳入歳出差引き53万円の黒字となっております。

最後に東洋町全会計では、収入済額は47億6129万7千円、支出済額は46億8309万2千円、歳入歳出差引き7820万4千円の黒字となっております。

また令和5年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明の主要施策成果報告書を添付しておりまして、地方自治法第241条第5項の規定による、基金の運用状況につきましては、決算書の393ページから397ページに掲げておりますので御参照願います。なお、決算内容につきましては会計管理者が説明をいたします。

議長	以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。 (福島 登 議長) 近藤会計管理者。
会計管理者	(近藤 真人 会計管理者) おはようございます。 それでは私から令和5年度東洋町決算報告資料にて決算の御説明をさせていただきます。 1ページを御覧ください。 初めにお断りといたしまして、この資料におきまして、ページ参照と記載しているものにつきましては
議長	(福島 登 議長) ちょっと休憩し、ちょっと待ってください。 資料ちょっと確認しよんで、ちょっと近藤さん待ってください。 資料皆さん確認しよんで。いいですか。東洋町決算報告資料というやつです。皆さんよろしいですか。 (自席から、はいとの声あり) 近藤さんどうぞ、どうぞ。
会計管理者	(近藤 真人 会計管理者) 1ページを御覧ください。 初めにお断りとしまして、この資料におきまして、ページ参照と記載しているものにつきましては、この資料のグラフ、表並びに決算書に掲載しておりますので、説明時もしくは後ほど御参照

いただきますようお願い申し上げます。

また、決算額につきまして、円単位まで記載しておりますが、この御説明では千円未満は省略させていただきます。御了承ください。

それでは、令和５年度東洋町歳入歳出決算、１、決算全体の状況につきまして御説明させていただきます。

①収入額全体は４７億６１２９万７千円で、前年度比では１億８４３０万円の減額、率にしますと３．７３パーセント減となっております。

うち一般会計の収入額は３３億７１０７万５千円で、前年度比では２６２６万円の減額、率にしますと０．７７パーセント減となっております。

次に、特別会計全体の収入額は１３億９０２２万２千円で、前年度比では１億５８０４万円の減額、率にしますと１０．２１パーセント減となっております。

続きまして、②支出額全体は４６億８３０９万２千円で、前年度比では１億７２５６万６千円の減額、率にしますと３．５５パーセント減となっております。

うち一般会計の支出額は３１億８８２１万３千円で、前年度比では２５２４万６千円の減額、率にしますと０．７９パーセント減となっております。

次に、特別会計全体の支出額は１４億９４８７万９千円で、前年度比では１億４７３２万円の減額、率にしますと８．９７パーセント減となっております。

続きまして、③全会計の翌年度繰越金は２億５０１０万９千円で、前年度比では１億４８７９万３千円の減額、率にしますと３

7. 30パーセント減となっております。

主な減額要因につきましては、前年度の甲浦公民館耐震補強改修事業でございます。

続きまして、④歳入歳出差引き額は7820万5千円で、うち一般会計歳入歳出差引き額は、1億8286万2千円でございます。

2ページを御覧ください。

⑤令和5年度経常収支比率でございます。人件費、物件費などの経常的経費と町税、普通交付税などの経常的収入との比率で表す経常収支比率につきましては、令和5年度の決算におきましては、令和4年度の94.7パーセントから95.1パーセントと、0.4ポイント増加しております。

これは前年度と比較して、人件費、公債費、補助費等で増加しております。

続きまして、⑥令和5年度実質公債比率でございます。3か年平均で見る実質公債比率におきましては、令和4年度11.8パーセントから12.1パーセントと、0.3ポイント増加しております。

これは元利償還金増加によるものでございます。

6ページを御覧ください。

2. 一般会計決算の状況についてでございます。

①令和5年度一般会計決算額を令和4年度と比較すると、収入済みは2626万円の減額、支出済みは2524万6千円の減額となっております。

令和5年度の主な事業でございます。この主な事業の掲載につきましては、各科目ごとに列挙しておりますが、時間の都合上後

ほど御覧いただき、決算審査時に御質問を承りたいと思っておりますので、ここでは割愛させていただきます。

10ページを御覧ください。

②歳入の状況でございます。ここでは、各科目ごとに前年度と比較して増減をお示ししており、また増減額の右側に括弧書きで記載しております内容につきましては、前年度と比較して、その主な要因を記載しております。ここでの説明は、主なもののみ御説明いたしますので御了承ください。

まず、下段にございます国庫支出金は1億2787万6千円の減額、県支出金は7177万4千円の減額で、いずれも前年度の事業によるものでございます。

また、町債は1億4930万1千円の増額で、主に甲浦公民館耐震補強事業によるものでございます。差引き2626万円減少しております。

11ページを御覧ください。

③令和5年度の町債でございます。

町債は総額4億1820万8千円で、その内訳は主に安芸メルトセンター改修負担金4750万円、甲浦公民館耐震補強事業2億3230万円となっております。

12ページを御覧ください。

④歳出の状況でございます。

歳出増減の内容につきましては、各科目の増減額及び主な内訳のみ説明いたします。

まず、議会費4374万7千円で前年度の比較では227万8千円増加しております。

次に総務費、総額は7億3700万3千円で、前年度との比較

では1億6808万3千円の減額でございます。

主な内訳は、総務管理費マイナス1億6702万1千円で前年度の防災対策加速化基金積立金でございます。

次に民生費、総額は6億6534万5千円で、前年度との比較では1798万1千円の減額でございます。

主な内訳は、社会福祉費マイナス3385万9千円で、前年度の国保財政調整基金繰出金でございます。

13ページに続きます。

次に衛生費、総額は2億5275万8千円で、前年度との比較では5335万5千円の減額でございます。

主な内訳は、清掃費マイナス2911万円で前年度の安芸広域市町村圏事務組合負担金でございます。

次に農林水産業費、総額は1億1060万7千円で、前年度との比較では234万9千円の増額でございます。

主な内訳は、水産業費1652万7千円で、野根漁港冷海水機改修事業でございます。

次に商工費、総額は4494万7千円で、前年度との比較では409万6千円の増額でございます。

主な内訳は、商工持続発展支援事業補助金でございます。

次に土木費、総額は2億4086万1千円で、前年度との比較では2935万8千円の減額でございます。

主な内訳は道路橋梁費マイナス3335万3千円で前年度の町道交通安全対策事業でございます。

14ページに続きます。

次に消防費、総額は1億9628万1千円で、前年度の比較では2935万8千円の減額でございます。

主な内訳は、前年度の生見防災拠点施設避難路整備事業でございます。

次に教育費、総額は4億3277万5千円で、前年度との比較では2億7258万4千円の増額でございます。

主な内訳は、社会教育費2億5713万4千円で、甲浦公民館耐震補強改修事業でございます。

次に災害復旧費、総額は357万4千円で、前年度との比較では2103万5千円の減額でございます。

15ページに続きます。

主な内訳は、公共土木施設災害復旧費マイナス1471万4千円で前年度の町道パイロット幹線道路災害復旧事業でございます。

次に公債費、総額は4億6031万5千円で、前年度との比較では1338万7千円の増額でございます。

続きまして⑤基金の状況でございます。

令和6年3月31日現在、基金の現金・有価証券の主な残高は、財政調整基金1億8690万円、施設整備基金3億462万9千円、減債基金1億2175万5千円、地域福祉基金4670万6千円、ふるさとづくり基金1億9047万7千円、防災対策加速化基金7044万円、森林環境譲与税基金2005万3千円などで合計10億7183万7千円。

16ページに続きます。

前年度比では4304万円増加しております。

また、国保財政調整基金、介護給付費準備基金、奨学基金、土地開発基金、国民健康保険高額療養費貸付基金の状況につきましては、決算書の257ページ、295ページ、394ページから

397ページを後ほど御参照願います。

⑥町債の状況でございます。

令和5年度末の町債の主な残高は、公共事業等債1億9380万円、緊急防災・減災事業債、7億8967万円、過疎対策事業債21億3084万6千円、臨時財政対策債7億943万円などで総額42億9165万7千円の残高、前年度比では2643万5千円減少しております。

25ページを御覧ください。

3、特別会計決算の状況でございます。

特別会計全体の決算額につきまして、収入済みでは13億9022万2千円、前年度比では1億5804万円の減額、率にしますと10.21パーセント減となっております。

次に、支出済では14億9487万9千円で、前年度比では1億4732万円の減額、率にしますと8.97パーセント減となっております。

続きまして、各特別会計でございます。

なお、下水道事業特別会計と簡易水道事業特別会計につきましては、令和6年4月1日より公営企業会計の適用に伴いまして、令和6年3月31日をもって終了とする打切り決算となっております。

まず、①住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、収入済額では1429万9千円、前年度比では2752万9千円の減額、率にしますと65.81パーセント減となっております。これは県補助金が減少したことによるものでございます。

次に、支出済額では1億2499万1千円で前年度比では3866万7千円の減額、率にしますと23.63パーセント減とな

っております。

歳入歳出差引きではマイナス１億１０６９万２千円の赤字決算となっております。

次に、②国民健康保険事業特別会計につきまして、収入済額では４億７０３９万２千円で前年度比では５０４１万７千円の減額、率にしますと９．６８パーセント減となっております。

次に、支出済額では４億７０１６万２千円で、前年度比では５０３０万４千円の減額、率にしますと９．６７パーセント減となっております。

歳入歳出差引きでは２３万円の黒字決算となっております。

２６ページを御覧ください。

次に、③介護保険事業特別会計につきまして、収入済額では５億６７４９万３千円で、前年度比では２５７４万７千円の減額、率にしますと４．３４パーセント減となっております。

次に、支出済額では５億６２７８万１千円で、前年度比では９０７万６千円の減額、率にしますと１．５９パーセント減となっております。

歳入歳出差引きでは４７１万２千円の黒字決算となっております。

次に、④介護サービス事業特別会計につきまして、収入済額では１３３７万２千円で前年度比では１０３万３千円の増額、率にしますと８．３７パーセント増となっております。

次に、支出済額では１３３７万１千円で前年度比では１０３万３千円の増額、率にしますと８．３７パーセント増となっております。

歳入歳出差引きでは１千円の黒字決算となっております。

次に、⑤下水道事業特別会計につきまして、収入済額では1億3676万6千円で、前年度比では602万6千円の増額、率にしますと4.61パーセント増となっております。

次に、支出済額では1億3654万4千円で前年度比では606万9千円の増額、率にしますと4.65パーセント増となっております。

歳入歳出差引きでは22万2千円の黒字決算となっております。

27ページに続きます。

次に、⑥簡易水道事業特別会計につきまして、収入済額では1億1798万9千円で、前年度比では803万1千円の減額、率にしますと6.37パーセント減となっております。

次に、支出済額では1億1765万2千円で前年度比では815万2千円の減額、率にしますと6.48パーセント減となっております。

歳入歳出差引きでは33万7千円の黒字決算となっております。

次に、⑦観光施設事業特別会計につきまして、収入済額では2404万8千円で、前年度比では5217万9千円の減額、率にしますと68.45パーセント減となっております。

次に、支出済額では2404万6千円で、前年度比では4726万2千円の減額、率にしますと66.28パーセント減となっております。これは海の駅の指定管理者制度導入によるものでございます。

歳入歳出差引きでは2千円の黒字決算となっております。

28ページを御覧ください。

議長

最後に⑧後期高齢者医療保険事業特別会計につきまして、収入
済額では4586万3千円で、前年度比では119万6千円の減
額、率にしますと2.54パーセント減となっております。

支出済額では4533万2千円で、前年度比では96万1千円
の減額、率にしますと2.08パーセント減となっております。

歳入歳出差引きでは53万1千円の黒字決算となっております。

以上でございます。なお、グラフ及び表につきましては後ほど
御参照ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明はすべて終わりました。
ここでお諮りします。認定第1号、令和5年度東洋町一般会計
歳入歳出決算の認定についての件から、認定第9号、令和5年度
東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規
定による、議長を除く8人の委員で構成する決算審査特別委員会
を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、
これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略
し、議長を除く8人の委員で構成する、決算審査特別委員会を設
置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時、休憩します。(決算審査名簿配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1番大坪千倫君…休憩します。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1番大坪千倫君、2番廣田斎史君、3番安岡良仁君、4番高島俊彦君、5番武山裕一君、6番今宮裕明君、7番田島毅三夫君、8番西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（自席より、異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は議員控え室でお願いします。なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をいたします。また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長となって、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長へ提出して下さい。

ここで休憩します。再開は１２時、失礼しました。１０時１５分です。

（休憩時間：９時５８分）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（再開時間：１０時１５分）

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。委員長廣田斎史君、副委員長安岡良仁君。以上であります。

日程第１２、承認第６号、専決処分事項、令和６年度東洋町一般会計補正予算、専決第１号の承認を求めることについての件から、日程第２２、議案第６９号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについてまでの１１件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（自席より、異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。

町長

（長崎 正仁 町長）

議案提案理由説明書の１１ページからよろしくお願いいたします。

承認第６号、専決処分事項、令和６年度東洋町一般会計補正予算、専決第１号の承認を求めることについて、緊急を要しました

ので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和 6 年 9 月 4 日提出でございます。

13 ページをお願いいたします。

承認第 7 号、専決処分事項、令和 6 年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、専決第 1 号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり、処分したので同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和 6 年 9 月 4 日提出でございます。提案理由についてでございます。承認第 6 号、承認第 7 号につきましては、関連がございますので一括して御説明をいたします。

6 月議会終了後に、自然休養村、温浴施設給湯配管の損傷により、至急修繕を実施する必要がありましたので、予算を追加し、令和 6 年 7 月 29 日に専決処分させていただいております。

なお、内容につきましては総務課長及び産業建設課長が説明をいたします。

続いて 15 ページをお願いいたします。

議案第 61 号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 6 年 9 月 4 日提出でございます。

提案理由についてでございます。令和 6 年 8 月 14 日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が、公布されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。なお、内容につきましては住民

課長が説明をいたします。

16、17ページをお願いいたします。

議案第62号、海の駅東洋町の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年9月4日提出でございます。

提案理由についてでございます。本町が国土交通省四国地方整備局へ申請しておりました、道の駅への登録は、令和6年8月7日に道の駅東洋町として登録を受けましたので、名称に係る条例を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。

議案第63号、令和6年度東洋町一般会計補正予算、第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年9月4日提出でございます。

提案理由についてでございます。歳入歳出それぞれ1億400万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億225万5千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫及び県支出金、繰入金、諸収入、町債を計上しております。

歳出では、地域福祉センタートイレ改修工事費、新型コロナウイルスワクチン接種費用扶助費、中島地区農業用排水路拡幅工事費、産業振興推進総合支援事業費補助金、道の駅化事業記念品費、津波避難タワー耐浪性等調査委託料、子ども活動支援金事業備品購入費などを計上しております。なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

18、19ページをお願いいたします。

議案第 6 4 号、令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第 2 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。令和 6 年 9 月 4 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ 1 2 2 7 万 1 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6 8 8 0 万 5 千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金、繰越金を計上しております。

歳出ではコーディネーター・ケアマネ報酬、介護給付費還付金、介護給付費準備基金積立金などを計上しております。なお、内容につきましては住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第 6 5 号、令和 6 年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第 1 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。令和 6 年 9 月 4 日提出でございます。

提案理由についてでございます。歳入歳出それぞれ 3 3 5 万 3 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 9 5 万 3 千円とするものでございます。

歳入では繰入金を計上しております。

歳出では、ホームヘルプサービス事業委託料を計上しております。なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

2 0 ページへ移ります。

議案第 6 6 号、令和 6 年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第 2 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項

の規定により議会の議決を求めます。令和6年9月4日提出でございます。

提案理由についてでございます。歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、2018万6千円とするものでございます。

歳入では繰入金を計上しております。

歳出では、自然休養村エアコン設置工事費を計上しております。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第67号、令和6年度東洋町下水道事業会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和6年9月4日提出でございます。

提案理由についてでございます。収益的収入では、一般会計繰入金で133万4千円、収益的支出では、修繕費、普通旅費で133万4千円を計上しております。

資本的収入においては、資本費平準化債、甲浦インター線下水道管移設実施設計補償費で2214万7千円、資本的支出では、甲浦インター線下水道管移設実施設計委託料で909万7千円を計上しております。

なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。

22ページへと移ります。

議案第68号、令和6年度東洋町簡易水道事業会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和6年9月4日提出でございます。

提案理由についてでございます。収益的収入では、一般会計繰

入金で40万4千円、収益的支出では職員給料、手当などで40万4千円を計上しております。

資本的収入においては、資本費平準化債、甲浦インター線水道管移設実施設計補償費で2744万5千円、資本的支出では、甲浦インター線水道管移設実施設計委託料で764万5千円を計上しております。

なお、内容につきましては産業建設課長補佐が説明をいたします。

議案第69号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めます。令和6年9月4日提出でございます。

提案理由についてでございます。令和6年12月2日から後期高齢者医療保険の被保険者証が廃止されるため規約を変更するものでございます。

なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

以上、御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

おはようございます。

承認第6号、令和6年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて御説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ129万8千円を追加し、

議長	予算の総額を歳入歳出それぞれ３２億９８２５万３千円とする ものでございます。 ２ページをお願いいたします。 （予算書に基づき説明） （福島 登 議長） 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） それでは私から承認第７号、令和６年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、専決第１号を定めることについて御説明いたします。 ７月１８日の臨時会終了後におきまして、自然休養村の温浴施設の給湯配管の修繕が必要となったことから、７月２９日に専決処分をさせていただいております。 予算書の１ページをお願いいたします。 歳入歳出それぞれ１２９万８千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ１９１８万６千円とするものでございます。 ２ページをお願いします。 （予算書に基づき説明）
議長	（福島 登 議長） 生松住民課長。
住民課長	（生松 克祐 住民課長） おはようございます。

それでは議案第 6 1 号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて御説明いたします。

議案関係資料 1 ページ、新旧対照表 1 ページでございますが、新旧対照表にて御説明をいたします。

この条例は、令和 6 年 8 月 1 4 日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令に伴い、本条例を改正するものでございます。

新旧対照表、1 ページでございますが、では、5 の 2 一部負担金を全文改正をしております。

この内容につきましては、医師の往診にかかる 1 6 キロ以上の交通費の部分になりますが、これにつきましては、被保険者の費用負担は要らないという内容になっております。

まず、本町で歯科訪問診療についての記載がございませんでしたので、これを追加したこととですね、また診療報酬の算定に用いる、厚生労働省告示の題名の変更、診療の加算点のことなんですけども、本というか、何点何点て書いてある分ですが、その分の名前の変更及び、訪問診療の交通費の加算点については、個人負担を要しない部分、1 6 キロオーバーの交通費のことなんですけども、内容についての記載を項と注意事項で記載している部分がございますが、その番号のずれによる改正でございます。

次に第 8 章、1 ページから 2 ページにかけまして罰則規定でございます。

令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証の廃止によりまして、被保険者証の返還という事態がなくなりますので、罰則規定もなくな

議長

ります。それを除いた改正でございます。
施行につきましては12月2日からでございます。
以上でございます。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

議案第62号、海の駅東洋町の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて御説明いたします。

町長の行政報告にもありましたように、令和6年8月7日に国土交通省四国地方整備局におきまして、海の駅東洋町から道の駅東洋町に名称変更による登録を受けまして、本条例を改正しようとするものでございます。

それでは条例の一部改正につきまして、新旧対照条文3ページ、議案関係資料も3ページとなります。

議案関係資料によりまして御説明をいたします。

条例の題名につきまして、道の駅東洋町の設置及び管理に関する条例に改めまして、第1条中、海の駅東洋町以下を海の駅を、道の駅東洋町以下道の駅に、第2条から第11条まで海の駅を道の駅に、名称を改めるものでございます。

施行期日につきまして、令和6年10月9日としておりまして、この日に道の駅の登録に伴う登録証伝達式を行い、あわせて道の駅東洋町の開駅の日とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長	御審議のほどよろしく申し上げます。 (福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) それでは議案第 6 3 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、第 3 号を定めることについて御説明いたします。 予算書 1 ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ 1 億 4 0 0 万 2 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4 億 2 2 5 万 5 千円とするものでございます。 2 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) ここで休憩します。再開は 1 1 時 2 5 分です。 (休憩時間：1 1 時 1 6 分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開時間：1 1 時 2 6 分) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 議案第 6 4 号、令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第 2 号について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1227万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億6880万5千円とするものでございます。

2ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

引き続き説明します。

議案第65号、令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第1号について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ335万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1595万3千円とするものでございます。

2ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

議長

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

議案第66号、令和6年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第2号を定めることについて御説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2018万6千円とするものでございます。

○ 議長	2 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明) 続きまして、議案第 6 7 号、令和 6 年度東洋町下水道事業会計補正予算、第 1 号を定めることについて御説明をいたします。 予算書の 1 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明) (福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) それでは私のほうから、議案第 6 8 号、令和 6 年度、東洋町簡易水道事業会計補正予算、第 1 号を定めることについて御説明いたします。 予算書の 1 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)
○ 議長 住民課長	(福島 登 議長) 生松住民課長。 (生松 克祐 住民課長) それでは議案第 6 9 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について御説明いたします。 議案関係資料 4 ページ、新旧対照表 8 ページでございますが、新旧対照表にて御説明いたします。

	今回の規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止され、被保険者証がマイナンバーに置き換わること並びに国保の資格証明書はなくなり、マイナンバーカードをお持ちでない方には資格確認書を交付することによることによるこれらの引渡し返還の文言の改正でございます。 旧では被保険者証及び資格証明書と書かれておりますが、新では資格確認書等の引渡し返還というふうに文言を修正しております。 以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 以上で、一括議題とした提出案件の説明は全て終わりました。 ここで休憩します。 再開は午後 1 時です。(休憩時間：1 1 時 5 2 分) 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開時間：1 3 時 0 0 分) 議事に入る前に、築地総務課長から発言の申出がありましたのでこれを許します。築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) すいません、午前中説明で申し上げた部分の修正になります。 議案第 6 3 号、東洋町一般会計補正予算、第 3 号の 1 5 ページ、歳出になります。1 2 節。
議長	(福島 登 議長)

総務課長

ちょっと待ってよ、今開けようからちょっと待って。

(築地 仲音 総務課長)

15ページでございます。

12節委託料で、津波避難タワー耐浪性等調査委託料400万円についてでございます。はい、ありますか。違う。

すいません25ページです。

説明の後段部分ですけれども、白浜第1津波避難タワーは79センチ高さが足りないことから、指定避難場所から外しておりますと申し上げましたが、こちらで修正で指定避難場所から外す予定としております。でございます。

申し訳ございませんでした。よろしくお願いします。

議長

(福島 登 議長)

はい、それでは議事に戻ります。

日程第23、同意第1号東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長

(長崎 正仁 町長)

それでは、議案提案理由説明書の24ページ25ページをお開きください。

同意第1号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。令和6年9月4日提出でございます。

議長

住所は、安芸郡東洋町大字白浜 6 3 番地、氏名は中川じゅん氏。生年月日は昭和 5 5 年 6 月 1 2 日生まれの満 4 4 歳でございます。

任期は令和 6 年 1 1 月 2 1 日から令和 1 0 年 1 0 月 2 0 日までの 4 年間となります。

提案理由についてでございます。令和 6 年 1 1 月 2 0 日をもって教育委員会委員の浅間裕子氏が任期満了となります。新たに中川じゅん氏を任命したいと存じます。

なお、経歴書を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については質疑討論を省略し直ちに採決することに御異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより同意第 1 号、東洋町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

(自席より、議長との声あり)

緊急ですか。

(自席より、わしはこの方の全然顔も見ただことないんやがな。どんなして選別するか今頭悩ましてますが。会ったことない顔もみたことない。との声あり)

その上で判断をしてください。

もうそれしか、提出者の説明は終わりましたので、それとあと

履歴がありますので、その辺り判断をしていただきたいと思います。
皆さんよろしいでしょうか。

（自席より、はいとの声あり）

これより、同意第1号、東洋町教育委員会の委員の任命につき
同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は8名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番武山
裕一君、並びに6番今宮裕明君を指名します。

投票用紙を配布させます。（投票用紙配布）

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願
います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及
び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定によ
り、否とみなすこととなっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（自席より、なしとの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

5 番武山裕一君、並びに 6 番今宮裕明君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 8 票、うち有効投票 6 票、無効投票 2 票であります。
有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。

以上のとおりであります。

よって、同意第 1 号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖解除)

日程第 2 4、同意第 2 号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

(長崎 正仁 町長)

議案提案理由説明書、26 ページ 27 ページをお開きください。

同意第 2 号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を東洋町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めます。令和 6 年 9 月 4 日提出でございます。住所は安芸郡東洋町大字野根乙 217 番地 1、氏名は山崎^{やまさき}
雄史^{ゆうじ}氏でございます。生年月日は昭和 26 年 10 月 16 日生まれ

町長

議長

の満 72 歳です。任期は令和 6 年 9 月 9 日から令和 9 年 9 月 8 日までの 3 年間となります。

提案理由についてでございます。令和 6 年 9 月 8 日をもって固定資産評価審査委員の山崎雄史^{やまさき ゆうじ}委員が任期満了となります。

引き続き、山崎雄史^{やまさき ゆうじ}氏を選任したいと存じますのでよろしくお願いをいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明の際に、長崎町長の名前を呼ぶのをちょっと忘れていました。失礼いたしました。

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第 2 号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は 8 名であります。

議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番田島毅三夫君、8 番西岡尚宏君を指名します。

投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願

ます。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第 8 4 条の規定により、否とみなすこととなっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1 番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

7 番田島毅三夫君、並びに 8 番西岡尚宏君、立会いをお願いします。

立会人の方、もう一度お 2 人前に来てください。

投票の結果を報告します。

投票総数 8 票、うち有効投票 8 票、無効投票 0 票であります。
有効投票中、賛成 8 票、反対 0 票。

以上のとおりであります。

よって、同意第 2 号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の

選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。（議場閉鎖解除）

日程第 2 5、報告第 5 号、令和 5 年度財政健全化判断比率等の報告についての、報告を求めます。長崎町長。

町長

（長崎 正仁 町長）

提案理由説明書の最終ページ、28 ページを御覧ください。

報告第 5 号、令和 5 年度財政の健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、御報告を申し上げます。

毎年度、健全化判断比率等を監査委員の審査に付して議会に報告しなければならない指標につきまして御報告をいたします。

実質赤字比率、そして連結実質赤字比率ともに算出はございません。

実質公債費比率、12.1 パーセント、将来負担比率 40 パーセント、資金不足比率につきましては算出はございません。以上の内容でございます。

議長

（福島 登 議長）

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、11 日午前 9 時から再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次の議会放送は11日、午前9時から開始いたします。

これにて議会放送を終了いたします。

お疲れさまでした。

(散会時間：13時20分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 1 月 16 日

議 長 福島 登

署名議員 安 岡 良 仁

署名議員 高 島 俊 彦